

宍粟市立神野小学校いじめ防止基本方針

1 学校方針

すべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、児童への指導・支援に努めるとともに、家庭・地域・関係機関等との連携を深めながら、いじめの積極的な認知、未然防止、早期発見・早期対応に組織的に対応し、いじめを抑止し重大化させない取組を推進する。

2 基本的な考え方

- (1) いじめは、人間として許される行為ではない。しかし、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、学校、家庭、地域が連携し、一体となっていじめの積極的な認知、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- (2) 「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」をめざし、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく。
- (3) いじめ問題に学校全体で組織的に対応することをめざす。そのために、全ての教職員は、法や基本方針等への理解を深めること、自らのいじめ問題への対応能力を向上することに努め、全職員が一丸となっていじめ問題を克服する体制づくりを進める。

3 いじめの防止等の指導体制、組織的対応等

(1) 校内指導体制

「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行うこととし、「いじめ問題対策委員会」が中心となってその対応にあたる。

「いじめ問題対策委員会」の構成員は、校長・教頭・生徒指導担当・養護教諭・該当児童の担任・その他校長が必要と認める者（スクールカウンセラー、心理・福祉等の専門家等）とする。

「いじめ問題対策委員会」は、定期的に各月1回及びスクールカウンセラー勤務日（年10回）に開催する。また、いじめが認知された場合やいじめの可能性がある場合は速やかに開催する。

そして、認知されたいじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うなど、いじめの事案に応じて、学校と関係機関とが連携しながら適切に対処できる体制づくりを進めていく。

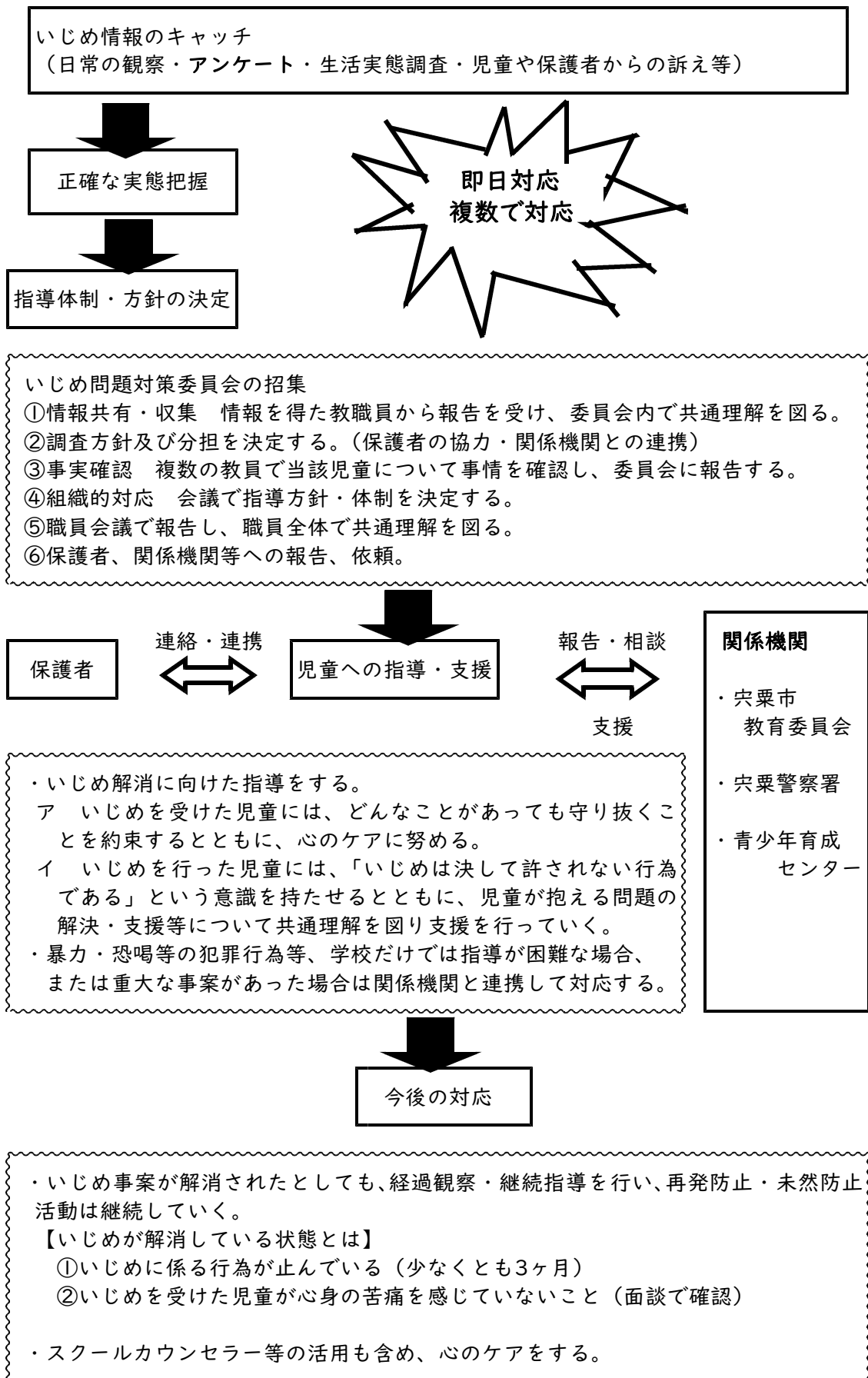
(2) 未然防止及び早期発見等の取組

教職員が一人一人に寄りそって児童理解に努める。また、生活健康指導部が中心となり、定期的な生活実態調査として各種アンケート（いじめアンケート、学校生活アンケート、Q-Uアンケート、保護者向けアンケート）を行う。そして、それらをもとに児童の共通理解を深め、いじめ防止の取組を体系的・計画的に行う。また、いじめの積極的な認知、未然防止、早期発見のあり方等、いじめの対応に係る教職員の資質向上を図る研修を計画的に実施する。

児童に対して各学年の発達段階に合わせたSST（ソーシャルスキルトレーニング）を実施し、自分の気持ちを上手に伝えたり、自分とは違う意見や立場を認めたりできる力を育む。あわせて、いじめを受けた児童が周囲の児童がSOSを発信しやすい環境づくりを進める。

また、インターネットを通じて行われるいじめへの対応のため、児童や保護者を対象とした情報モラル教育の取組を充実するとともに、関係機関との連携体制づくりを進める。

(3) いじめを認知した際の組織的対応



4 重大事態への対応

【いじめの重大事態とは】

- ①「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ②「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった時には、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。また、対象児童や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、重大事態として取り扱い、事実関係を明らかにすること、対応を見つめ直すこと、再発防止策を実践すること、対象児童への支援や指導を行う。

重大な事案が発生した場合は

- ①速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
 - ②教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり重大事態の調査組織を設置し、組織的な支援および指導体制を整える。
(2チーム：調査の実施と対応、児童への必要な支援と指導)
 - ③事実関係を明確にするための調査を実施する。
(児童・保護者説明、対象児童への心のケアや必要な支援、指導、再発防止策)
 - ④いじめを受けた児童・保護者に対しての経過報告・情報提供
 - ⑤調査結果を教育委員会へ報告する。
(児童のプライバシーや人権に配慮)
- ※マスコミ対応は、情報の窓口（管理職）を一本化する。

5 その他の事項

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

この定義に基づき、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ問題対策推進委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直すものとする。

本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるように留意する。

また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、年度当初に「学校いじめ防止基本方針」や「いじめ問題対策委員会」の取組等について、児童・保護者・関係機関に周知を図るとともに、その実施状況について学校評議員会で協議する等、その内容や活動等の点検・改善を図っていけるようにする。